**政策企画総務課**

**事務事業執行概要**

**総務・企画グループ**

**１　課の庶務事務及び調整事務**

政策企画総務課、秘書課の予算編成、経理、給与、物品、福利厚生及び一般庶務事項を掌り、当該事務の円滑な執行に努めた。

部内の業務の総合調整を図り、円滑な事務執行を行った。

**２　部長会議、次長会議に関する事務**

　　 府政運営に関する基本的事項を審議し、併せて府政の総合調整を図るため部長会議を開催した。また、府政の重要事項の審議、各部の連絡調整を図るため次長会議を開催した。

○開催状況

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 回　　　数 |
| 部長会議 | ６回 |
| 次長会議 | １４回 |

**３　重要事項等の連絡調整に関する事務**

府政の重要事項等を円滑に推進するため、府議会各会派からの予算要望をはじめ、府議会との各般の連絡調整を行った。

**４　国の施策並びに予算に関する提案・要望**

　　 府政の最重要政策課題について、国の施策並びに予算へ反映させるため、政府、国会議員等に対し、積極的な提案、要望活動を行った。

 ○最重点提案・要望（平成31年度国の施策・予算向け）

【平成30年６月実施】

　　　・　大阪都市圏の成長を通じた日本の再生

　　　・　成長と安全・安心を支える防災・減災対策の推進

　　　・　誰もが安心して暮らせる大阪の実現

* 分権型の国のかたちへの転換

**人事・栄典グループ**

**１ 国内賓客の来訪に関する事務**

○過去３ヶ年の予算額と決算額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予　　算　　額 | 決　　算　　額 |
| 平成28年度 | 1,634千円 | 782千円 |
| 平成29年度 | 790千円 | 722千円 |
| 平成30年度 | 2,734千円 | 0千円 |

皇族の行事への御臨席及び御視察のための来阪に際しては、その都度周到な準備をもって万全を期した。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 年　月　日 | 御名・皇族名 | 摘　　　　　　要 |
| 平成30年11月26日 | 高円宮妃殿下 | 大阪府赤十字大会 |

**２　 栄典・表彰に関する事務**

○過去３ヶ年の予算額と決算額

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 予　　算　　額 | 決　　算　　額 |
| 平成28年度 | 1,728千円 | 1,216千円 |
| 平成29年度 | 1,780千円 | 1,475千円 |
| 平成30年度 | 1,860千円 | 1,143千円 |

（１）栄典関係

国においては、長年にわたり国の発展に貢献し、あるいは社会公共の福祉の増進に寄与し、特に功績顕著な者に対して、位階令、褒章条例等の定めるところにより、叙位、叙勲、褒章等の栄典を授与している。府としては、関係法令及び各省庁からの通知に基づき、候補者の選考、推薦及び受章者への伝達を行った。

根拠法令等　位階令（大正15年勅令第325号）

生存者叙勲の開始について（昭和38年７月閣議決定）

高齢者に対する叙勲及び賜杯について

（昭和48年５月総理大臣決裁）

褒章条例（明治14年太政官布告第63号）

　　　　　　　　　危険業務従事者叙勲受賞者の選考手続について

（平成15年５月閣議了解）

| 区　　分 | 件　数 | 備　　　　　　　　　　　　考 |
| --- | --- | --- |
| 春秋叙勲 | 154 | 国又は公共に対し功労のある概ね70歳以上の者に賜る。 |
| 高 齢 者叙 勲 | 99 | 国又は公共に対し功労のある88歳に達した者に賜る。 |
| 叙　　位 | 114 | 生前、国又は公共に対し功労のあった者に死亡日をもって賜る。生前、国又は公共に対し功労のあった者に死亡日をもって賜る。 |
| 死亡叙勲 | 65 |
| 危険業務従事者叙勲 | 86 | 著しく危険性の高い業務に精励した者に賜る。 |
| 紅綬褒章 | 0 | 自己の危難を顧みず人命の救助に尽力した者に賜る。 |
| 緑綬褒章 | 3 | 自ら進んで社会に奉仕する活動に従事し徳行顕著な者に賜る。 |
| 黄綬褒章 | 8 | 業務に精励し、衆民の模範となる者に賜る。 |
| 紫綬褒章 | 0 | 学術、芸術上の発明、改良、創作に関し事績著名な者に賜る。 |
| 藍綬褒章 | 27 | 公衆の利益を興し成績著名な者又は公同の事務に勤務し、功労顕著な者に賜る。 |
| 紺綬褒章 | 22 | 公益のため私財を寄付(５百万円以上)し、功績顕著な者に賜る。 |
| 褒　　状 | 6 | 公益のため私財を寄付(１千万円以上)し、功績顕著な団体に賜る。 |
| 遺族追賞 | 2 | 褒章条例により表彰されるべき者が死亡したとき遺族に追賞される。 |
| 計 | 586 |  |

（２）表彰関係

府政の振興に顕著な功績のあった個人若しくは団体、又は篤行がすぐれ府民の模範となる者に対して知事表彰を行っている。

平成30年５月７日には、憲法施行記念式並びに表彰式において、府内の各界功労者、優良団体及び善行者に対して知事から表彰を行った。

○憲法施行記念式並びに表彰式

とき 平成30年５月７日（月）

ところ 大阪国際会議場（グランキューブ大阪）

被表彰者 各界功労者379名

優良団体 17団体

善行者 ５名

根拠法令等　 大阪府表彰規則（昭和43年大阪府規則第12号）